

第1回門真市行政不服審査会議事録

開催日時 平成28(2016)年10月21日(金)午後2時
開催場所 門真市役所 本館2階 大会議室
出席委員 園田 寿、土井 廣、玄番 允子
欠席委員 安保 克也
事務局職員 狩俣法務監察課長、才木法務監察課長補佐、藤井主任、松井係員

開会(午後2時)

狩俣課長 それでは、ただ今より平成28年第1回門真市行政不服審査会を開催させていただきます。

私は総務部法務監察課長の狩俣でございます。よろしくお願いいたします。

後ほど、会長の互選をお願いいたしたいと思いますが、会長が選出されますまで、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして大兼総務部長からご挨拶を申し上げます。

大兼総務部長 (挨拶)

狩俣課長 大兼総務部長は他に所用がございますので、ここで退席させていただきます。

(大兼総務部長退席)

狩俣課長 議事に入ります前に、各委員の皆様のご紹介から始めさせていただきますと存じます。

(各委員及び事務局職員の紹介)

本日は、安保委員につきましては所用のため、会議は欠席されておりますが、委員4名中3名が出席になり、委員の過半数が出席しているため、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、本日の審査会は成立しておりますので、ご報告いたします。

続きまして、会長及び副会長の互選についてであります。本日は、委員の任期が開始いたしまして初めての会議でございますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、会長の互選をお願いしたいと存じます。

委員 土井委員にお願いしてはどうでしょうか。

狩俣課長 土井委員のご推薦がありました。いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

狩俣課長 それでは土井委員に会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは土井委員、会長に選出されましたので、会長席にご移動いただき、進行をお願いいたします。

会長 (挨拶)

会長 次に副会長の互選に入りたいと思います。お諮りいたします。副会長には、門真地区人権擁護委員会会長の玄番允子様をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会長 それでは玄番委員、副会長に選出されましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思いますが、審議に入る前に、この行政不服審査会において審議を進めていくに当たりましての基礎的な知識を確認する必要があります。この当たりにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

狩俣課長 それでは門真市行政不服審査会の概要をご説明させていただきます。本日お配りしました会議資料の3ページの資料2をご覧ください。門真市行政不服審査会についてであります。行政不服審査法の規定に基づき、裁決の客観性、公平性を高めるため、審理員の行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性を第三者の立場からチェックするため、行政不服

審査法第43条第1項の規定により審査庁の諮問に応じて、調査審議する附属機関でございます。

続きまして、門真市行政不服審査会における会議の公開についてご説明させていただきます。

7ページ資料3をご覧ください。資料3は「審議会等の会議の公開に関する指針」となっております。

指針第3条の規定に基づき、会議は原則公開するものとなっておりますが、同条ただし書の規定に基づき、同条各号に該当する場合は、当該会議を非公開にすることができることとなっており、事務局では、この会議は、同条各号のいずれにも該当するものと考えておりますが、会議の公開、非公開の決定は第4条第1項の規定に基づき、当該会議に諮って行うものとなっておりますので、この後、会議の公開又は非公開の決定についてご審議していただき、決定していただきたいと思っております。

なお、当該会議の公開又は非公開が決定するまでは、第4条第2項の規定に基づき、非公開にて審議を行うものとなっております。

事務局からの説明は以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

今、事務局から説明がありましたが、会議の公開又は非公開の決定について、審議をしたいと思えます。

事務局から説明の中で、この会議は指針第3条各号のいずれにも該当するという説明がありましたが、もう少し具体的な説明をお願いいたします。

狩俣課長

それではご説明させていただきます。

まず、指針第3条第1号に掲げる「当該会議において、門真市情報公開条例第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報に関し審議等を行う場合」についてであります。11ページの資料4をご覧ください。門真市情報公開条例では、第6条第1号から第7号までに掲げる情報を不開示情報として規定しております。

この審査会の会議では、審査請求人に対する処分等について調査審議するものであり、その中には審査請求人等の氏名、住所、その他処分の内容に関する個人情報が含まれておりますので、情報公開条例第6条第1号の「個人に関する情報」に該当します。したがって、指針第3条第1号の要件に該当するものと考えております。

次に、指針第3条第2号に掲げる「当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合」についてであります。

そこに規定しておりますとおり、会議を公開することにより、審査請求人、その他処分の内容に不服がある者から会議の議事運営を著しく阻害されるおそれがありますので、指針第3条第2号の要件にも該当するものと考えております。

以上のことから、事務局におきましては、指針第3条各号のいずれにも該当するものと考えております。

なお、会議が非公開で行うことに決定した場合の会議録の公表についてですが、会議録は、指針第7条の規定に基づき、全文筆記で作成することになりますが、公表につきましては、指針第9条の規定に基づきまして、門真市情報公開条例第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮し、会議に出席された委員に内容をご確認していただいてから、公表することといたしたいと思います。

事務局からの説明は、以上でございます。

会 長

今、事務局から説明がありましており、この会議は、指針第3条各号の規定にも該当するので、この会議は非公開とすることができるということですが、この会議を非公開にすることにつきまして、また、会議録の公表につきまして委員

各位から何かご意見はありますでしょうか。

委員 会議録の全文筆記についてお伺いしたいのですが、会議を録音した音源をそのまま表記するというのでしょうか。

才木課長補佐 原則的には、お話しいただいた内容を全て表記いたします。

委員 部分的に抜き出す要点筆記ではないということですね。

才木課長補佐 おっしゃるとおりです。

委員 他の附属機関等の会議においても同様の表記方法でしょうか。

才木課長補佐 全てについては把握しておりませんが、同様であると思われます。

委員 審議会等の会議の公開に関する指針において「全文筆記」とする規定があるので、恐らく他の会議も同様であると思われますね。

委員 国会の議事録のように「えー」や「あー」という言葉含め、音源を全て文字に起こすのか、それとも文章となるように一部修正して表記するのか教えていただきたいのですが。

藤井主任 お話になられた内容を全て文字に起こしますが、文章の体裁を整えるため、一部を修正させていただきます。

委員 会議内の発言については「話し言葉」になってしまうと思われませんが、その部分については、文章の体裁を整えるということですか。

藤井主任 発言の内容を修正することはありませんが、議事録として読みやすいように修正いたします。

委員 「えー」や「あー」という言葉も含めた全文を表記するわけではなく、また、要点筆記でもないということですね。

委員 発言を読みやすいように一部編集されるということですね。

藤井主任 そのとおりです。

委員 指針にも定められているならば、仕方がないと思います。

藤井主任 事務局にて作成する議事録については、公表前に委員の皆様にご確認いただくこととなります。

委員 しかし、異なったニュアンスで捉えられてしまい、後から問題にならないかと。以前、全文筆記にしていた議事録に問題があり、要点筆記に変更したというケースがどこかでありましたので。

あと、誰が発言したかということも記載されるのですか。

藤井主任 今回の会議では、諮問事項の部分については、発言者や発言内容についても議事録には記載されません。その他の部分については、発言された方の名前は記載されます。

委員 珍しい形式ですね。会長の発言部分は「会長」と表記され、その他の委員については、「委員」という表記の議事録が多いような気がしますが。

委員 確かにそのような形式は多いですね。名前は書かず、「委員」とだけ表記する。ただ、全文筆記で、個人名を表記してもいいのでしょうか。

委員 今までの会議の議事録は、全文筆記の形式で委員の個人名は出ていましたよね。公開する会議であったとしても、非公開の会議というのはあまりなかったように思われますが。ただ、今までの会議では名前は出ていたように思います。

委員 つまり、全文筆記ということなので、会議録を作成するときは委員の名前も全て書くが、公表するときは別途考慮するということですか。「委員に内容をご確認していただいてから、公表する」と言われていたので。

公表するときは、委員の名前は伏せた方がよいかと思えますね。作成するときはいいと思えますが。

藤井主任 公表する箇所も含めて、委員の名前は伏せるということでしょうか。

委員 そうですね。

藤井主任 公表する箇所は、「会長」若しくは「委員」という表記で作成するということがよろしいでしょうか。

委員 公表するときはそのような形になるんですね。委員に議事録の内容確認の依頼がある時は、いつも委員名が入っていましたので、公表されるものも名前が入るのかと思っておりましたが。

才木課長補佐 ご確認いただくときは委員名も記載いたします。

委員 委員の自由な発言がしにくくなるので、委員の名前は伏せたほうがいいのかと思います。

狩俣課長 ただ今、委員の皆様から公表するに当たり、委員名は伏せた方がよいという意見をいただきましたので、名前を伏せた形で公表することとさせていただきます。よろしいでしょうか。

会長 はい、結構です。

委員 それともう一点ですが、議事録を後から確認して、修正があった場合、前後で話がかみ合わなくなってしまう場合があるんです。「私はこう言った。」とって修正すると、次に発言した方との会話のつながりがなくなってしまうことがあるので、この全文筆記というものをどう考えるかだと思います。

全文筆記はよいと思いますが、この場合の全文筆記とは、事務局の方で、先ほどおっしゃったように編集作業が施されているということが前提で、あくまで会議がこのような流れで進んでいったということが分かるというものであり、忠実に速記を起こしたものではない、ということをごどこかに書いていただけるとありがたいです。

速記を起こしたという前提であれば、後から「こんなこと言った。」とか「あんなこと言った。」という事態になるので。録音をもとに会議全体の流れが分かるように編集して読みやすくしたという位置づけでやっていただけるとありがたいです。

狩俣課長 ただ今、ご意見いただいたような形で、事務局で一度作成し、その後、ご確認いただきたいと思えます。それから公表いたしますが、よろしいでしょうか。

会長 はい、結構です。

会長 特にご意見がないということであれば、この会議は非公開にすることについて決定したいと思えます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会長 それではご意見がないようですので、この会議は非公開で行うことに決定します。

次に、諮問事項の審議に入ります。

(以下、「諮問事項に係る部分」については、門真市情報公開条例第6条第1号に定める不開示情報(個人に関する情報)に該当するため、非公開)

会長 それでは、諮問事項の審議を終わりました。「その他」に移りたいと思えますが、事務局から何か報告することはありますでしょうか。

狩俣課長 事務局からといたしましては、特にございませぬ。

会長 委員各位の方から、何かこの際、発言というのはございますでしょうか。

特にありませんか。それでは「その他」を終了とさせていただきます。

以上で全ての審議が終わりました。本日は大変熱心にご審議賜りまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして、本審査会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会（午後 2 時41分）

※ この議事録は、会議を録音した音源をもとに発言内容を書き表したものであるが、発言の趣旨が変わらないよう考慮した上で、事務局において一部文言を修正したものである。